

川越市の高齢者に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う対応について

1. 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免を実施。

2. 要介護認定・要支援認定有効期間の合算

被保険者の認定調査が困難な場合、臨時的な取り扱いとして、従来の有効期間に新たに12ヶ月の期間を合算。3月19日から運用。

3. 介護認定審査会の書面開催

4月20日～6月22日までの審査会を書面にて開催。

4. 介護保険サービス事業所の自主休業

自主休業の報告があった、川越市内の介護保険サービス事業所の数
7月1日時点 6事業所（うち、5事業所が再開済み）

5. 事業所等への支援

(1) 市内高齢者施設等※1へマスクを配布 5月 36万枚

(2) 市内高齢者施設等へ消毒液を配布 6月 約1,400ℓ

※1 介護保険サービス事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域包括支援センターへ配布。

6. 施設の臨時休館

新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため、以下の施設について臨時休館を実施。

(1) 老人福祉センター西後楽会館 3月2日（月）～6月1日（月）

(2) 老人憩いの家（3施設） 3月2日（月）～5月31日（日）

※再開後は、可能な限り接触感染や三密の対策を講じて開館。

7. 事業の一時休止・中止

新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため、事業について一時休止・中止。

(休止したもの)

- (1) 介護支援いきいきポイント、生きがい活動支援通所、生活管理指導短期宿泊、訪問理美容サービス

休止期間：4月7日(火)～5月31日(日)

※事業の再開後は、可能な限り接触感染や三密の対策を講じて事業を実施。

- (2) ときも運動教室、いもっこ体操教室、認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ等、地域包括支援センターが主として実施している事業

8月末まで休止

- (3) 体力アップ倶楽部初級編、中級編 8月末まで休止

(中止したもの)

- (1) 介護予防サポーター養成講座 今年度中止

(延期したもの)

- (1) ときも体力測定会 8月25日を延期(10月実施予定)

- (2) ときも体力測定会フォローアップ講座 6月23日を延期(3月実施予定)

(その他)

- (1) 長寿祝い金支給事業及び金婚祝記念品贈呈事業については、祝い状の贈呈方法を民生委員の手渡しから郵送による贈呈に変更して実施を予定。

- (2) 年度内に作成予定であった、いもっこ体操の動画について、5月に前倒しで作成し、市ホームページへ掲載。

8. 老人クラブ連合会に委託の各種イベントについて8月まで中止の取り扱い。
9. 地域包括支援センターの相談業務については、できるだけ電話での対応とし、来所及び訪問による相談は必要最低限とした。
10. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続事業費等補助金(6月補正予算)
新型コロナウイルス感染症の影響により通常の介護サービスの提供時では発生しない、かかり増し経費等に対して支援を行う。消毒費用、衛生用品の購入等の物件費のほか、人件費、手当等も対象経費に含む。